

【県立学校】生徒・教職員の感染が判明した場合等の対応（5月12日時点）

1 基本的事項

- (1) 生徒が感染した場合、生徒並びにその同居家族が濃厚接触者に特定された場合、及び生徒が新型コロナウイルスの検査を受けた場合は、速やかに学校に連絡するよう、保護者に依頼しておく。その際、個人情報の取扱いには十分留意する。
- (2) 生徒が感染した場合又は濃厚接触者に特定された場合に備え、学校において保健所及び県・保健所設置市の衛生主管部局の窓口となる担当者を決めておく。

2 生徒の感染が判明した場合

※別添「県立学校の関係者に新型コロナウイルスの感染が判明した場合の対応フロー（5月12日時点）」参照

- (1) 生徒本人や保護者等から情報が入り次第、体育スポーツ健康課にその旨報告の上、保健所との接触に努め、保健所が行う当該生徒の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力するとともに、臨時休業の実施の要否、範囲に関する意見を聴取する。
- (2) 学校関係者での濃厚接触者の状況、臨時休業の実施の要否、範囲に関する保健所の意見等をもとに、体育スポーツ健康課と協議の上、学校保健安全法第20条に基づく学校の全部又は一部の臨時休業を実施するかどうか判断する。なお、臨時休業を行った場合、学校の再開については、濃厚接触者の検査の状況、校内の消毒の状況等を考慮して、体育スポーツ健康課と協議の上決定する。
- (3) 当該生徒に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止（治癒するまで）の措置をとる。また、出席停止の期間等を体育スポーツ健康課へ報告するとともに、学校保健安全法施行令第5条に基づき、保健所に連絡する。
- (4) 他の生徒への健康観察を徹底する。
- (5) 学校の消毒等については、保健所より指示がある場合にはその指示に従い、特段の指示がない場合には、当該生徒の行動範囲等を考慮して、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（最新版＝令和3年4月28日 Ver.6）」の第4章2（1）「③校舎内の消毒」（P66～P67）を参照し、校内の消毒を行う。
- (6) 必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

3 生徒が濃厚接触者に特定された場合

- (1) 生徒本人や保護者等から情報が入り次第、速やかに体育スポーツ健康課に報告する。
- (2) 当該生徒に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止（感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間を基準）の措置をとる。また、出席停止の期間等を体育スポーツ健康課へ報告するとともに、学校保健安全法施行令第5条に基づき、保健所に連絡する。
- (3) 当該生徒が検査を受け、陽性であることが判明した場合は、その後は2の取扱いとなる。
- (4) 他の生徒への健康観察を徹底する。
- (5) 保健所が行う当該生徒の経過観察に協力する。
- (6) 必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

4 生徒の同居家族が濃厚接触者に特定された場合

- (1) 当該同居家族が、濃厚接触者として検査を受けた場合は、当該検査結果が判明するまで、自宅待機するよう指導する。その場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。
その後、当該同居家族が陽性であることが判明した場合は、当該生徒本人も濃厚接触者となる可能性が高いため、その後は3の取扱いとなる。
- (2) 当該同居家族について、濃厚接触者ではあるものの、体調に変化がないということで保健所から検査を案内されなかった場合についても、保健所の健康観察が継続する間は、自宅待機するよう指導する。その場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。
- (3) 出席停止の期間等を体育スポーツ健康課へ報告するとともに、学校保健安全法施行令第5条に基づき、保健所に連絡する。
- (4) 他の生徒への健康観察を徹底する。

5 教職員の感染が判明した場合の対応について

上記1～4の取扱いに準じるものとする。

県立学校の関係者に新型コロナウイルスの感染が判明した場合の対応フロー（5月12日時点）

別紙4別添

※下線部は
今回更新部分

【プロセス1】学校関係者(生徒・教職員)がPCR検査等(抗原検査を含む。)を受検

<対応>

- 当該生徒については出席停止(教職員については症状が見られる場合は特別休暇(出勤困難休暇)、症状はないが、感染が疑われる同居親族等と接触した場合は職務専念義務免除)
- 体育スポーツ健康課に検査受検中の報告(別途送付した報告様式に、症状、発症日、検査に至った経緯等を記載)
- 感染が判明した場合に備え、業務執行体制、連絡体制を確認。
- 症状を呈した2日前(無症状の場合は検査日の2日前)以降の学校内外での活動状況、人との接触状況を把握。

【ケース1-A】陽性判明

【ケース1-B】陰性判明

報告様式により体育スポーツ健康課に結果報告

【プロセス2】臨時休業を行うかどうか検討

<対応>

- 体育スポーツ健康課に電話で一報を入れる。(判明が週休日や祝日の場合は、別途連絡している緊急連絡先に電話連絡する。)
- 保健所(当該陽性者を検査した保健所(基本的に当該学校関係者の住所地を管轄する保健所)又は学校を管轄する保健所)との接触に努め、可能な限り、学校関係者における濃厚接触者の有無、臨時休業の要否・範囲に関する意見を聴取する。
- この時点における当該陽性者の経過(症状、発症日、検査を受検するまでの経緯、陽性判定日等)、保健所とのやりとり等をもとに、以下の場合に応じ、体育スポーツ健康課と協議の上、臨時休業を行うかどうか判断する。

【ケース2-A】学校内感染が発生している可能性が高いと判断する場合
(学校関係者に濃厚接触者がいる、又はいる可能性がある場合等)

【ケース2-B】学校内感染が発生している可能性は低いと判断する場合
(・当該陽性者が長期欠席している等、学校関係者に濃厚接触者がいないことが明らかな場合
・保健所の意見を踏まえ、臨時休業の必要はない、と判断できる場合 等)

臨時休業は実施せず、教育活動を継続
※必要に応じ、校内の消毒を実施(プロセス5と同様)

【プロセス3】学校の臨時休業(学校全体、学年単位、学級単位)

<対応>

- 臨時休業は、体育スポーツ健康課と協議の上、濃厚接触者の状況等に応じ、学校全体、学年単位又は学級単位で行う。
- 学校全体の臨時休業を行う場合は、すべての教育活動(課外授業、部活動等)を中止する(学校休業日において教育活動を中止する場合も同様)。また、学年単位、学級単位で臨時休業を行う場合は、当該学年、当該学級の生徒が関わる教育活動を中止する。
- 臨時休業を行うことについて、速やかに一斉メール等の手段により生徒に連絡する。
- 濃厚接触者の状況が不明の場合は、引き続き保健所に連絡し、学校関係者における濃厚接触者の有無、その他検査を受ける者の有無等を聴取するとともに、濃厚接触者を特定する上で学校が行うべき作業について指示を受ける。
- 必要に応じて、体育スポーツ健康課に当該陽性者の経過、保健所とのやりとり、他の学校関係者における体調不良者の有無、学校の対応等を報告する。
- 学校全体の臨時休業を行う場合、教職員の出勤については、保健所等との連絡、消毒等のための必要最小限にとどめ、その他の教職員は在宅勤務とする。
- 必要に応じて、プライバシーに配慮の上、生徒、保護者に文書配布等により、学校関係者に感染が判明したこと、臨時休業を行うこと、偏見・差別は断じて許されるものではないこと等を伝える。

【ケース3-A】学校関係者に濃厚接触者がいる場合

【ケース3-B】臨時休業後に、学校関係者に濃厚接触者はいない、と保健所が判断した場合

濃厚接触者のPCR検査等

【プロセス4】濃厚接触者のPCR検査等に関する対応

<対応>

- 濃厚接触者となった学校関係者への対応等について、保健所の指示に従う。
- 保健所により特定された濃厚接触者の人数、生徒・教職員の別、属性(同一学級、同一部活動など)、症状の有無(有の場合、主な症状の内容や発症日)、検体採取日、結果判明予定日を体育スポーツ健康課に報告する。
- 検査結果が判明し次第、体育スポーツ健康課に報告する。

【ケース4-A】陽性が判明し、さらに濃厚接触者が特定される等、臨時休業を継続する必要がある場合

【ケース4-B】陰性判明(注)又は陽性が判明したが、保健所の意見等を踏まえ、臨時休業の継続を要しないと判断する場合

臨時休業の継続

学校の再開

※状況に応じ、体育スポーツ健康課と協議の上で、学校の一部(学級単位、学年単位)又は全部での臨時休業を継続する場合がある。

【プロセス5】校内の消毒

<対応>

- 保健所から消毒すべき箇所・実施方法等の指示がある場合はその指示に従い、特段の指示がない場合には、当該学校関係者の行動範囲等を考慮して、衛生管理マニュアル※第4章2(1)③(P66~P67)を参照し、校内の消毒を行う。
- ※文部科学省作成「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル~「学校の新しい生活様式」~(令和3年4月28日 Ver.6)

※必要に応じ、校内の消毒を実施
(プロセス5と同様)

(注)生徒が濃厚接触者に特定されPCR検査等で陰性となった場合でも、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間を基準として出席停止(保健所からの助言を踏まえ、健康観察を経た上で出席停止を解除)。(教職員の場合も同様)